

市町村職員中央研修所「巡回アカデミー」実施要綱

平成27年 4月27日 制 定
令和 4年 4月14日 一部改正

市町村職員中央研修所（以下「JAMP」という。）は、都道府県市町村振興協会、都道府県などが設置する広域的に市町村職員研修を行う機関（以下「広域研修機関」という。）と連携し、次のとおり「巡回アカデミー」を実施する。

1 目 的

JAMPと広域研修機関が連携し、JAMPでの研修受講が困難な市町村の職員等に対して、JAMP又は全国市町村国際文化研修所（以下「JIAM」という。）が実施している高度で専門的なカリキュラムを短期研修として提供し、もって当該市町村の職員等の能力向上を図る。

2 研修科目

原則として巡回アカデミーを実施する年度の前年度にJAMP又はJIAMが実施した研修科目のカリキュラムを基本として設定するものとし、詳細は広域研修機関とJAMPが協議して決定する。

3 研修方法

JAMP又はJIAMで研修科目を担当した講師が講義を行うとともに、実践的な課題演習等の時間を充実させるものとする。

4 研修期間

原則として3日間とする。

5 開催地

広域研修機関とJAMPが協議して決定する。

6 研修定員

原則として50名以内とする。

7 研修受講者

管理職を中心とする市町村職員を主対象とする。ただし、都道府県職員、NPO法人関係者の参加も可とする。

なお、原則として広域研修機関が担当する地域内において募集を行うが、当該地域外から受講希望がある場合の取扱いについては、広域研修機関とJAMPが協議して決定する。

8 役割分担及び経費負担

原則として次のとおりとし、詳細は広域研修機関と J AMP が協議して決定する。

- (1) 研修企画及び講師の選定は、J AMP が行い、広域研修機関に協議して決定する。また、講師との交渉及び連絡は、J AMP が行い、広域研修機関に報告する。これらに係る連絡調整経費は、J AMP が負担する。

なお、上記役割の全部又は一部について、広域研修機関が行うことを妨げない。これらに係る連絡調整経費は、広域研修機関が負担する。

- (2) 研修会場の確保は、広域研修機関が行い、J AMP に協議して決定する。広域研修機関が所有する施設、設備の無償提供を基本とするが、やむを得ず民間の施設、設備を借り上げるときは、当該経費を J AMP が負担する。
- (3) 開催の周知及び広報、受講の募集及び申込受付並びに研修会場の設営は、広域研修機関が行い、これらに係る経費は、広域研修機関が負担する。
- (4) レジュメ等の資料調製は、広域研修機関と J AMP が共同で行う。これに係る経費は、広域研修機関が負担する。
- (5) 講師の謝金及び旅費は、J AMP が負担する。ただし、上記(1)のなお書きに基づき広域研修機関が交渉を担当する講師の謝金及び旅費は、広域研修機関が負担する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 14 日から施行する。